

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

平成29年8月9日（水曜日）午前9時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (8) 議案第7号 関市農地利用最適化推進委員の担当地区の一部変更について
- (9) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（19名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君
10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君
13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君
16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君
19番 岩田 幸子 様		

○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君
農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君	洞戸事務所係長	山田 喜一 君
板取事務所係長	長尾 直志 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君	上之保事務所主事	大野 千春 君

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君） それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。初めに、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（野村茂君） 経営所得安定対策の補助金が当初は一反あたり1万5千円というのが、半額の7千5百円となって、大規模な農家の方や集落営農組合等にはこういったものがなくなるというのはたいへん大きな影響があると思っております。こうした厳しい農業の状況の中で、関市としては今年度から新しい農業委員の任期が始まり、農地利用最適化推進委員も選任されまして、活動が始まっております。農地利用最適化事業に掲げております担い手への農地利用の集積集約化、遊休農地の発生防止解消、そして新規参入の促進について皆様方には取り組んでいただき関市の農業の発展にご尽力をいただくこととなります。たいへんお世話になります。よろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君） 新しい任期での農業委員と推進委員の初会合でございます。これから3年間よろしくお願いいたします。私は旧関市の一番西の植野に住んでおります。田畑も少々ありますが、両親を亡くし、仕事もあり手が回らず、委託したりして畦等の草の管理をしているだけです。皆様にはこれから農地の集積、荒廃農地の解消等の任務を担っていただくわけですが、私も微力ながら個人としてもそういうものの解消に力を入れていかなければと思っております。

それと、話題としまして今朝の朝刊で5年毎に行われます国勢調査の結果により日本の人口重心が出ておりました。4回連続で岐阜県関市の旧武儀町で前回と同じです。少し東にずれましたが、20年間日本の人口重心が関市にあるということです。新しい農業委員会制度が始まり、農業委員の取組も日本の真ん中関市から発信していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） これより、今後、皆様に行っていただきます、農地利用状況調査について、担当の加藤より説明をさせていただきます。

（加藤説明）（質疑対応）

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 続きまして、その他事項について説明します。

（その他事項説明）

この後10時から、農業委員会総会を行います。それまでの間暫時休憩とします。休憩の間に農業委員さんと最適化推進委員さんで今後の調査の日程や仕方について話し合ってください。

（休憩と相談）

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 10時になりましたので、農業委員会総会を再開させていただきます。

○議長（野村茂君） それでは、先の会議に引き続きまして農業委員会を再開させていただきます。農業委員の皆さん方には改選という事で改選前までは36名、改選後は19名という事になりまして、担当していただく範囲が広くなりましてその上また、今回から始まりました農地利用最適化推進事業という事で、こちらの方にもご尽力をいただかないといけないという状況です。たいへん皆様方にはご苦勞をお掛けいたしますが、今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 次第に従いまして議案の説明をさせていただきます。

議案審議の総会は初めて委員も見えますので、総会の進め方について説明します。まず初めに欠席委員の報告をいたします。これは、関市農業委員会総会会議規則第8条の規定で、在任委員の過半数が出席しなければ総会を開くことができないと規定されているため、総会成立したことを確認するためのものです。

次に、議事録署名者の指名でございますが、これにつきましては、議長より指名させていただきますが、順序については議席番号順に2名を指名させていただきます。指名する委員が欠席の場合は、次の方とします。

次に、議案の審議についてですが、提出議案毎に案件の説明を事務局から一括して説明をさせていただきます。その後に、議案質疑という形で行っていきたくと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。本日は欠席者なしという事で、過半数の委員の出席がありますので、総会は成立していることを報告します。

それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。3番川村委員、4番佐藤委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案説明の前に新しい委員さんもお見えになりますので、農地法について説明します。別紙資料をご覧ください。

初めに、農地法第3条とは、農地の権利移動の許可制度になります。農地の売り買い、貸し借り競売、公売等が対象となります。許可権者は、農業委員会となります。許可にあたっては、次の基本的要件を満たす必要があり満たさないと許可が下りないという事になっております。

許可の基本的要件として、全部効率利用要件、地域との調和要件、農作業譲治従事要件、下限面積の要件です。下限面積要件につきましては、関市は50a以上。ただし、先般の総会の中で別段の面積を設定していただきました。旧武芸川町、旧武儀町は30a以上。旧洞戸村、旧板取村、旧上之保村は20a以上となります。

次に、農地転用には、次の2通りがあります。

①農地の権利移動を伴わない転用は、農地法第4条。

②農地の権利移動を伴う転用は、農地法第5条に該当します。

どちらも許可権者は、県知事となります。農業委員会では、許可の要件である立地基準、一般基準に照らし合わせ、転用が許可相当・不許可相当を審議・意見を決定し、県知事に進達することとなります。

立地基準、一般基準につきましては、資料に載せてあります。

基本的には農地の状況が生産性の高い優良農地になると農地の区分は農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地になります。これらにつきましては例外規定はありますが、原則不許可ということになっております。小規模の未整備農地、市街地近郊農地、市街地の農地につきましては、その農地の状況によりまして第2種、第3種農地と区分されます。第3種農地につきましては、原則許可となります。第2種農地につきましては、第3種農地に立地困難な場合にのみ許可という形になっております。

立地基準の他に一般基準もあり、立地基準の要件を満たしていても一般基準の要件を満たさないと許可されないというふうに規定されております。これをもって農業委員会では許可要件を審査しまして、適当であるかの判断をしております。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南東200mほどに位置する農振農用地である田2筆 6, 022㎡。申請目的は、所有権の移転。譲渡人は、農地の管理ができないため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、田であると確認しています。事務局で確認したところ、許可要件を満たしているため、許可相当と判断します。

2番の案件 位置図は2ページになります。申請地は、大杉地内、大杉公民館の南東330mほどに位置する農振農用地である登記地目畑、現況地目採草放牧地572㎡。申請の目的は、所有権の移転。譲渡人は、居住地が遠方であるため、農地として適切に管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたい

というもの。

7月25日に現地確認をしたところ、採草放牧地であると確認しています。事務局で確認したところ、許可要件を満たしているため、許可相当と判断します。

3番の案件 位置図は3ページになります。申請地は、神野地内、本郷集会場の南西230mほどに位置する農振農用地区域外である田116㎡。申請の目的は、所有権の移転。譲渡人は、遠方であることから耕作が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、田であると確認しています。事務局で確認したところ、許可要件を満たしているため、許可相当と判断します。

4番の案件 位置図は4ページになります。申請地は、小瀬地内、国道418号鮎之瀬大橋の南120mほどに位置する農振農用地である畑325㎡。申請の目的は、所有権の移転。譲渡人は、他方面で多忙なため、耕作が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、畑であると確認しています。事務局で確認したところ、許可要件を満たしているため、許可相当と判断します。

5番の案件 位置図は5ページになります。申請地は、武儀下之保地内、古布多目的研修集会施設の南西130mほどに位置する農振農用地区域外である田958㎡。申請の目的は、賃貸借権の設定。貸付け人は、高齢になり農業の管理ができないため、借受人の申し出に応じ貸し付けるというもの。借受人は、申請地を借り受けて、新規就農したいというもの。貸借の期間は、許可の日から5年間となっています。

7月25日に現地確認をしたところ、田であると確認しています。事務局で確認したところ、許可要件を満たしているため、許可相当と判断します。ただし、下限面積要件については、6番の案件の面積と合わせて要件を満たしますので、6番の案件と同時許可となります。

6番の案件 位置図は6ページになります。申請地は、武儀下之保地内、古布多目的研修集会施設の西30mほどに位置する農振農用地である田2筆2,059㎡。申請の目的は、所有権の移転。譲渡人は、遠方に居住しており、農地の管理ができないため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、田であると確認しています。事務局で確認したところ、許可要件を満たしているため、許可相当と判断します。ただし、下限面積要件については、5番の案件の面積と合わせて要件を満たしますので、5番の案件と同時許可となります。

7番の案件 位置図は7ページになります。申請地は、上之保地内、船山集会場の南南東380mほどに位置する農振農用地区域外である畑216㎡。農振農用地である畑2筆274㎡。申請の目的は、所有権の移転。譲渡人は、高齢と疾病により農地の管理ができないため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

事務局で確認したところ、許可の要件を満たしているため許可相当と判断します。

8番の案件 位置図は8ページになります。申請地は、洞戸小坂地内、小坂集会場の南南東230mほどに位置する農振農用地である登記地目 田、現況地目畑3筆2,897㎡。申請の目的は、所有権の移転。譲渡人は、高齢になり農業を引き継ぐ者もおらず、農地の管理ができないため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、経営を引き継いで新規就農したいというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、畑であると確認しています。事務局で確認したところ、許可要件を満たしているため、許可相当と判断します。

以上、所有権の移転に関するもの7件、賃貸借権の設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○1番（安田義雄君）1番の案件ですが、ハウスを建築して農業経営を拡大したいということで

ありますが、現地を見ますと将来的には田としての機能は失われ、畑となる可能性があります。周囲にも過去にそのように取得してみえる方がありますが、許可条件としてどうでしょうか。地目が変わるということです。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）畑であっても田であっても農地ですし、農地の所有権移転に関するものなので、特に問題はありません。

○1番（安田義雄君）申請者ですが、企業の取締役であり就労日数が150日との事ですが、企業の方でも2日に1日は農業に従事しているという事のようにですが企業の方でも要職を示しているということで、その辺りは問題ないでしょうか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）農業経営の方で150日以上ということであれば問題ありません。

○1番（安田義雄君）企業の参入がいろいろと言われておりますが、企業の経営の状況にもよりますが将来的に畑ですと企業の工場となる可能性がない訳ではないですが、それはよろしいということですね。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）農地法3条の許可を受けて農地を取得する場合につきましては、3年間は転用はできませんので、今回の申請はあくまでも個人で農業経営の拡大のための申請という事での判断となります。

○議長（野村茂君）他に補則説明のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですのでこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第1号の8件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は4ページからになります。

1番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、鋳物師屋1丁目地内、天神公民センターの南西280mほどに位置する田174㎡。転用目的は、貸家であります。申請人は、現在寿司店経営をしているが、相続で取得した申請地に、貸家を建築し、周辺の方に提供したいというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内の農地ため、第3種農地と判断します。事務局で確認した結果、立地基準、一般基準の要件を満たしていると判断します。

2番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、大杉地内、大杉公民館の南東230mほどに位置する畑2筆565㎡。転用目的は、建築業資材置き場・駐車場であります。申請人は、建築業を営んでいるが、資材や自動車の保管場所になっていた自宅を補修整備するため、新たに資材置き場、駐車場が必要となったため、自宅の隣地である申請地を資材置き場、駐車場とするもの。

7月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。申請地は、平成29年7月7日に農振除外されております。隣地農地所有者の承諾を得ております。事務局で確認した結果、立地基準、一般基準の要件を満たしていると判断します。

3番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、馬場出地内、片倉グランド西210mほどに位置する登記地目田、現況地目畑564㎡。転用目的は、集合住宅であります。申請人は、市内に居住する個人で、申請地に集合住宅を建築したいというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計

画法の用途地域内の農地ため、第3種農地と判断します。事務局で確認した結果、立地基準、一般基準の要件を満たしていると判断します。

4番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、下有知地内、下有知ふれあいセンターの東210mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地287㎡。転用目的は、一般個人住宅（駐車場、倉庫）であります。申請人の父親が、昭和40年頃から養鶏施設として利用していた。当時は農業用施設であるため農地法の許可は不要であったが、その後、平成元年頃より、農地法の許可を得ず、車庫兼倉庫として利用してきたというもので、今回追認で許可受けたいというものであります。

7月21日に現地確認をしたところ、宅地であると確認しております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。隣地農地所有者の承諾を得ております。申請地は、第3種農地であり、既に駐車場、倉庫として利用しており、農地への復元も困難であり、始末書も添付されていることから転用はやむを得ないと判断します。

5番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、下有知地内、下有知ふれあいセンターの東300mほどに位置する田641㎡。転用目的は、共同住宅です。申請人は、申請地に共同住宅を建築し、生活の安定を図りたいというものであります。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと判断します。農地の区分は、第1種農地と判断されるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとする例外許可要件を満たしていると判断します。隣地農地所有者の承諾を得ております。

6番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、下有知地内、関有知高校の北450mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地2,592㎡の内311.61㎡。転用目的は、太陽光発電施設です。申請人は、平成29年2月に農地法第4条の許可を受け、太陽光発電施設の設置工事を行ってきたが、居住地が遠方であるため、工事の進捗状況の確認を怠り、許可を受けた面積以上の工事を行ってしまったというもので、今回追認で許可を受けたいというものであります。

7月21日に現地確認をしたところ、雑種地であると確認しております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。申請地は、第3種農地であり、既に太陽光発電施設が設置されており、農地への復元も困難であり、始末書も添付されていることから転用はやむを得ないと判断します。

7番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、池尻地内、池尻公民センターの北東210mほどに位置する田618㎡。転用目的は、一般個人住宅であります。申請人は、申請地に一般個人住宅を建築したいというものであります。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。申請地は、平成29年7月6日に農振除外されております。隣地農地所有者の承諾を得ております。事務局で確認した結果、立地基準、一般基準の要件を満たしていると判断します。

8番の案件につきましては、申請書類の不備により、次回の総会での審議となります。

以上7件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○4番（佐藤平和君）6番の説明をもう一度お願いします。許可よりも多く太陽光を設置してしまったから追加の申請という事でしたが・・・。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）申請地の総面積が2,592㎡の内、今回申請する311.61㎡を除いた面積につきまして、平成29年2月の第4条許可において太陽光発電施設を設置するという事で許可を受けて太陽光パネルの設置工事をしてきたところ、その許可を受けた面積を超えて、太陽光パネルを設置してしまったという事で、今回その追加ではみ出してしまった部分について許可を受けたいというものでございます。

○4番（佐藤平和君）初めから総面積での許可だったのですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）総面積ではなく部分的に太陽光を設置したいという事で29年2月で

許可を受けてその後工事にかかったが、業者との打ち合わせがうまくいってなかったのか、はみ出てしまったというものです。

○4番（佐藤平和君）この件ではなく、以前に無許可で埋め立てをして発電施設を作ろうとしてそれを全部撤去するようと言う話があったようですが、この場合は埋め立てについては問題なかったということですか。許可がない所に作ったという事か、許可された面積以外に作ったという事ですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）許可された所とはみ出てしまった。2, 592㎡という同じ土地の中で部分的に太陽光をやるはずが、許可を受けた部分からはみ出てしまったというものです。

○4番（佐藤平和君）了解しました。

○議長（野村茂君）他にございませんか。それでは発言もないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の7件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は7ページからになります。

1番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業施行地内、天神公民センターの南南西130mほどに位置する登記地目田315㎡、現況地目宅地仮換地面積233㎡。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しているが、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築するというもの。譲渡人は、申請地を分譲用宅地に造成したので、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、宅地と確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。なお、本案件につきましては、平成29年2月28日付けで農地法5条の許可を受け、分譲用宅地とする許可目的を達成しているため、本来であれば宅地に地目変更され、その後は農地法の適用を受けないが、申請地は現在仮換地中であるため、登記地目が農地から宅地に変更できないため、農地法の申請が必要となったものであります。

2番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、東新町6丁目地内のぞみ第二幼稚園の北西に隣接する田59㎡。転用目的は、洗車場です。譲受人は、現在申請地の隣接にある洗車場敷地の一部に道路が建設されることとなり、敷地が手狭になるため、申請地を買い受けて、洗車場として利用するというものであります。譲渡人は、多忙により農地として適切に管理できないため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。事務局で確認した結果、立地基準、一般基準の要件を満たしていると判断します。

3番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、東本郷通6丁目地内東山公民センターの北西220mほどに位置する登記地目田、現況地目畑71㎡。登記地目雑種地、現況地目畑133㎡。転用目的は、一般個人住宅敷地です。譲受人は、申請地を買い受けて、自己住宅敷地として造成したいというものであります。譲渡人は、まとまったお金が必要となったため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、畑で、農地性有と確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。事務局で確認した結果、立地基準、一般基準の要件を満たしていると判断します。なお、事業計画変更の1番の案件と一体利用を計画しているた

め、同時許可となります。

4番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、倉知地内国道248号バイパス倉知赤尾交差点の南西140mほどに位置する畑95㎡。田7筆9,411㎡。転用目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、太陽光発電事業を行っている会社で、申請地を買い受けて、太陽光発電施設を建築するというものであります。譲渡人らは、高齢、もしくは会社勤めで、農地のいじ管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、田、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。隣地農地所有者の承諾を得ております。申請面積が、1,000㎡を超えておりますので、関市開発指導要綱第4条第1項に基づく開発許可が必要であり、現在申請中であり、開発許可と同時に許可となります。また、3,000㎡を超えておりますので、大規模転用案件として、岐阜県農業会議の常設審議委員会へ諮問する必要があります。事業計画変更の3番の案件と同時に許可になります。

5番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、下有知地内下有知小学校の南西500mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部雑種地349㎡。転用目的は、段ボール製造業駐車場です。使用借人は、段ボール製造販売業を行う会社で、事業拡大の伴い、大型のトラックを使用することから、その駐車場が必要となったため、社長より申請地を借り受けて、駐車場として利用するというものであります。社長である使用貸人は、営農が困難であるため、申し出に応じ貸し付けるといふもの。

7月21日に現地確認をしたところ、一部雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。申請地は、平成29年7月6日に農振除外されております。隣地農地所有者の承諾を得ております。事務局で確認した結果、立地基準、一般基準の要件を満たしていると判断します。貸借の期間は、許可日から3年間としています。

6番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、下有知地内下有知小学校の南西500mほどに位置する畑376㎡。転用目的は、段ボール製造業駐車場です。譲受人は、5番の案件と同じ会社で、こちらも駐車場用地として買い受けて、利用するというものであります。譲渡人は、営農が困難であるため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。申請地は、平成29年7月6日に農振除外されております。隣地農地所有者の承諾を得ております。事務局で確認した結果、立地基準、一般基準の要件を満たしていると判断します。5番6番については、一体利用のため同時許可となります。

7番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、下有知地内下有知小学校の南東に位置する田、1,735㎡の内330㎡です。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在借家住まいをしているため、申請地を買い受けて、自己住宅を建設したいというものであります。譲渡人は、高齢で、後継者もいないため、耕作が困難であるため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、田で、農地性有と確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。事務局で確認した結果、立地基準、一般基準の要件を満たしていると判断します。

8番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、下有知地内関市清掃事務所の北東120mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地975㎡。転用目的は、熱処理加工業駐車場です。譲受人は、熱処理加工業を営んでいる会社で、事業拡大により、事業用及び従業員の駐車場が必要となったため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、営農が困難であるため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、雑種地となっていたため、始末書が添付されております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

9番の案件 位置図は、25ページになります。申請地は、栄町5丁目地内倉知小学校の北東70mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地 317㎡。転用目的は、一般個人住宅です。使用借人は、市内の賃貸住宅に居住しているが、結婚したことで手狭となったため、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいというであります。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸し付けるというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、雑種地となっていたため、始末書が添付されております。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。隣地農地所有者の承諾を得ております。

10番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、小瀬長池地内瀬尻小学校の南南東400mほどに位置する田2筆857㎡。転用目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を買い受けて、宅地分譲したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

11番の案件 位置図は、27ページになります。申請地は、小瀬地内瀬尻小学校の北東280mほどに位置する田540㎡。転用目的は、分譲宅地です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を買い受けて、建売分譲用住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、水道、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地からおおむね500m以内に、教育施設等の公共・公益施設があるため、第3種農地と判断します。申請地は、平成29年7月6日に農振除外されております。隣地農地所有者の承諾を得ております。

12番の案件 位置図は、28ページになります。申請地は、小瀬地内小瀬南公民センターの北東140mほどに位置する畑55㎡。転用目的は、一般個人住宅(庭)です。譲受人は、自宅西側である申請地を買い受けて、庭として利用したいというもの。譲渡人は一宮に居住しており管理ができないので売り渡すというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

13番の案件 位置図は、29ページになります。申請地は、側島地内 保明集会場の南東210mほどに位置する田1,479㎡。転用目的は、資材置き場です。譲受人は、コンクリート製造業の会社で、他の地区で保管しているコンクリート製品を保戸島工場に集結し、生産の合理化ため、申請地を買い受けて、製品置場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、第1種農地と判断しますが、既設施設の拡張のため隣接地と一体利用とする例外基準に該当するものと判断しております。申請地は、平成29年7月6日に農振除外されております。

14番の案件 位置図は、30ページになります。申請地は、武儀下之保地内大門集会場の北東330mほどに位置する田4筆3,302㎡。転用目的は、ドラッグストアです。賃借人は、申請地を借り受けて、ドラッグストアを建築するというものであります。賃貸人は、高齢となり、今後耕作を続けていくことが困難なため、賃借人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。隣地農地所有者の承諾を得ております。申請面積が、1,000㎡を超えておりますので、関市開発指導要綱第4条第1項に基づく開発許可が必要であり、現在申請中であります。また、岐阜県埋立て条例第10条に基づく許可が必要であり、現在申請中であります。開発許可及び埋立て許可と同時許可となります。また、3,000㎡を超えておりますので、大規模転用案件として、岐阜県農業会議の常設審議委員会へ諮問する必要があります。

15番の案件 位置図は、31ページになります。申請地は、武儀下之保地内道の駅平成の西8

0mほどに位置する登記地目畑、現況地目山林145㎡。転用目的は、植林です。譲受人は、従業員の体力増強やストレス解消のため、休日等に森林浴や散策する場所として、周辺の山林を購入してきており、今回申請地を買い受けて、植林し一体利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、山林であると確認しております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。申請地は、第3種農地であり、植林後40年以上経過しており、農地への復元も困難であり、始末書も添付されていることから転用はやむを得ないと判断します。

16番の案件 位置図は、32ページになります。申請地は、洞戸片地内片集会所の北西70mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地99㎡。転用目的は、駐車場です。譲受人は、津島神社で、申請地の北側に拝殿があるがあるが、参拝者の駐車場がありません。今回譲渡人より、駐車場用地として寄付の申し出があったため、譲り受けて駐車場としたいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、遠方に居住しているため、耕作が困難であるため、父親が生前神社の氏子をしてきたこともあり、寄付するというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書が添付されております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。隣地農地所有者の承諾を得ております。申請地は、第3種農地であり、既に駐車場として利用されており、農地への復元も困難であり、始末書も添付されていることから転用はやむを得ないと判断します。

17番の案件 位置図は、33ページになります。申請地は、洞戸小坂地内小坂集会所の南西250mほどに位置する田367㎡。転用目的は、貸駐車場です。譲受人は、セラミックの加工等を営んでいる会社で、申請地の東側の道路を挟んだ場所で工場があります。従事員の駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて、貸駐車場としたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。申請地は、平成29年7月6日に農振除外されております。隣地農地所有者の承諾を得ております。

18番の案件 位置図は、34ページになります。申請地は、武芸川町高野地内 博愛小学校の北西30mほどに位置する登記地目田、現況地目畑一部宅地343㎡。転用目的は、一般個人住宅（駐車場）です。譲受人の子が車に乗れるようになり、現在の駐車場では駐車できないため、申請地を買い受けて駐車場としたいというもの。譲渡人らは、遠方に居住している、仕事等で耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、一部宅地であったため始末書が添付されております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。隣地農地所有者の承諾を得ております。

19番の案件 位置図は、35ページになります。申請地は、武芸川町跡部地内博愛小学校の南東770mほどに位置する畑919㎡。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人らは、現在東京都世田谷区に居住している夫婦で、定年退職を迎えるにあたり、自然豊かな地で生活したいとの考えで、知人を通じ、今回申請地を買い受けて、一般個人住宅兼音楽スタジオを建築したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、仕事等関係、申請地が山沿いで耕作が困難であるため、譲受人らの申し出に応じ、売り渡すというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。申請地は、平成29年7月6日に農振除外されております。隣地農地所有者の承諾を得ております。

20番の案件 位置図は、36ページになります。申請地は、武芸川町跡部地内博愛小学校の南東770mほどに位置する登記地目畑、現況地目原野3筆122㎡。転用目的は、植林です。譲受人らは、19番の案件と同じ方で、申請地の隣接に住宅を建設するに当たり、申請地が荒廃すると

住環境が悪くなるため、申請地を買い受けて、杉苗の植林をしたいというもの。譲渡人は、19番の案件と同じ方で、仕事等関係、申請地が山沿いで耕作が困難であるため、譲受人らの申し出に応じ、売り渡すというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、原野であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。申請地は、平成29年7月6日に農振除外されております。隣地農地所有者の承諾を得ております。

21番の案件 位置図は、37ページになります。申請地は、武芸川町宇多院地内 宇多院公民館の南東90mほどに位置する畑382㎡。登記地目田、現況地目宅地30㎡。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在住んでいる住宅が古く、住宅の裏が山林で危険であるため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、営農が困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、畑は農地性ありと確認しています。田は宅地となっておりますので、始末書が添付されております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。申請地の畑は、平成29年7月6日に農振除外されております。隣地農地所有者の承諾を得ております。

22番の案件 位置図は、38ページになります。申請地は、武芸川町谷口地内 森本公民館の西200mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地33㎡。転用目的は、農業用物置です。譲受人は、農業用器具の置き場が手狭になったため、申請地を兄より贈与を受けて、農業用物置を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の弟の申し出に応じ、贈与するというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、宅地となっておりますので、始末書が添付されております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。隣地農地所有者の承諾を得ております。申請地は、第3種農地であり、既に物置として利用されており、農地への復元も困難であり、始末書も添付されていることから転用はやむを得ないと判断します。

23番の案件 位置図は、39ページになります。申請地は、武芸川町谷口地内 武芸小学校の北東420mほどに位置する登記地目畑、現況地目 雑種地237㎡。転用目的は、一般個人住宅（駐車場、物置）です。譲受人は、申請地を買い受けて、駐車時用、物置として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、雑種地となっておりますので、始末書が添付されております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。申請地は、第3種農地であり、既に駐車場物置として利用されており、農地への復元も困難であり、始末書も添付されていることから転用はやむを得ないと判断します。

24番の案件 位置図は、40ページになります。申請地は、武芸川町谷口地内 寺尾小学校の南東320mほどに位置する登記地目畑、現況地目 雑種地50㎡。転用目的は、一般個人住宅（駐車場）です。譲受人は、申請地の隣地に住居があるが、駐車場がないため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

7月25日に現地確認をしたところ、雑種地となっておりますので、始末書が添付されております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。申請地は、第3種農地であり、既に駐車場として利用されており、農地への復元も困難であり、始末書も添付されていることから転用はやむを得ないと判断します。

以上、所有権移転に関するもの21件、使用貸借権の設定に関するもの1件、賃貸借権の設定に関するもの2件、計24件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。
(全員挙手)

全員挙手のため、議案第3号の24件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。
続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は17ページからになります。

1番の案件 位置図は41ページになります。申請地は、東本郷通り6丁目地内東山公民センターの北西230mほどに位置する登記地目田、現況地目畑71㎡。申請の目的は転用事業者の変更です。当初事業計画者は、昭和62年3月30日5条で一般個人住宅を建築するため許可を受けておりましたが、経済的事情により計画を中止していたというもの。変更後の事業計画者は、申請地を譲り受けて、一般個人住宅敷地として利用したいというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性有と確認しています。5条3番の案件と一体利用となるため同時許可となります。

2番の案件 申請地は、倉知地内熊之段公民館の北西120m程に位置する登記地目田、現況地目雑種地375㎡。申請の目的は転用事業者の変更です。当初事業計画者は、平成19年7月27日に5条許可を受け、一般個人住宅の建築を計画していたが、利便性資金面で考慮すべき点があり計画を中止していたというもの。変更後の事業計画者は、申請地を譲り受けて一般個人住宅を建築したいというもの。

7月21日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しています。

3番の案件 申請地は倉知地内、国道248号バイパス倉知赤尾交差点の南西210m程に位置する登記地目田、現況地目山林。申請目的は転用事業者の変更及び転用目的の変更です。当初事業計画者は、昭和45年11月27日付第5条で事業用の事務所、工場、社宅、駐車場を建築するという事で許可を受けていたが、資金が調達できないという理由で事業計画を中止していたというもの。変更後の事業計画者は、太陽光発電事業を行っておる会社で申請地を譲り受けて太陽光施設として利用したいというもの。5条4番の案件と一体利用するという事で同時許可となります。

4番の案件 位置図は44ページになります。申請地は武芸川町谷口地内。4番と5番の案件は関連がありますので、一括説明させていただきます。申請の目的は期間の変更です。事業計画者は土木採石業を行っている会社であり、平成28年8月31日付5条で砂利採取一時転用の許可を受けて事業を実施してきましたが、掘削時の排水処理に時間がかかり埋戻し用の土の予定が付かず期間に間に合わないという事で許可期限の延長をしたいというものです。期間の延長につきましては、許可期限を平成29年8月30日を平成30年2月28日まで延長したいというものです。

以上5件のご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。
(全員挙手)

全員挙手のため、議案第4号の5件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 説明に入る前に一つ訂正をさせていただきます。議案の会長名が佐藤善一前会長のお名前になっておりました。こちらのミスで間違っていました。会長名は野村茂ということで訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は20ページになります。

賃貸借権の設定に関するものについて、新規1筆、1件。使用貸借権の設定に関するものについて、新規2筆、1件の承認を求められております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、1筆420㎡、畑が、2筆3, 210㎡。地区は、広見地区、西田原地区、大杉地区の3地区になります。設定を受ける方、有限会社武芸川農産と有限会社ふる里農園美の関です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第5号の3件について、原案のとおり承認といたします。

続きまして、議案第6号 農地の買受適格証明に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第6号 農地の買受適格者証明に対する意見について。民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は21ページになります。

1番の案件 位置図は、46ページになります。申請地は、大杉地内、大杉公民館の北180mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部水路198㎡、登記地目田、現況地目畑1,626㎡。登記地目現況地目共に畑73㎡。申請人は、関市内で刃物用型を製造している会社であり競売地を取得して、刃物製造業の工場を建築したいというもの。競売の入札期間は、平成29年8月2日から8月9日までが受付となっております。今回の申請につきましては、この入札期間で落札をされなかった場合の8月22日から8月29日までに行われる特別売却の入札に参加したいということで適格証明の申請があったものです。書類等は事務局の方で確認させていただきましたが、適格者であるというふうに判断しております。

以上1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○2番（井戸恒夫君）工場敷地の方も同じ買受人ですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）今回申請されているのは、3筆の競売の用地を取得したいというものです。

○2番（井戸恒夫君）だけど、その上の段にある工場敷地はどうですか。

○15番（土屋尊史君）農業委員会は農地に関するものの許可だけで、一般の住宅の宅地になっているものとかは関係ないですよ。

○2番（井戸恒夫君）進入路の関係で県道からしか入れないようなので、県道に隣接している工場敷地も買われるのかなと。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）申請地を含めた数筆が競売ということになっていて、申請人が工場の建築をするという計画を競売地を買って行いたいという事で、その入札に参加資格があるかどうかという証明申請ということになります。この会社が取得するという事は、まだ決まっておりません。正式に申請者が競売地を購入が決定したら、改めて農地法の申請が出るという事で、まずは競売地を取得できる会社であるかどうかの参加資格を取りたいという申請です。

○2番（井戸恒夫君）了解しました。

○議長（野村茂君）他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

他に質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第6号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第7号 関市農地利用最適化推進委員の担当地区の一部変更についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第7号 関市農地利用最適化推進委員の担当地区の一部変更について。平成29年7月20日開催の総会で決定した農地利用最適化推進委員の担当地区について、その一部を変更することについて審議を求めます。

当初第3地区の足立委員さん、片桐委員さん、須田委員さんについてこのように地区決定をさせていただきました。その後、農業委員さんを含めてですが一部第3地区の地区割りがおかしいという指摘がありまして、事務局の方で再度地区のほうを確認させていただきました結果、変更後担当地区のように、足立委員さんには小瀬地区、片桐委員さんには広見と池尻地区、須田委員さんには広見が入っておりましたが、それを抜いて千疋と植野地区という形で変更をしたいと考えておりますので、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたが、質疑のある方はございませんか。

○18番(永井博光君) この足立委員さんの新田と福野はどこに行くんですか。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 新田と福野は小瀬です。

○15番(土屋尊史君) 小瀬一つになったという事ですか。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 表記が変わったということですが。

○15番(土屋尊史君) 前の通りなら細かく書いておいた方がいいんじゃないですか。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) では、足立委員さんは変更なしで、片桐委員さんと須田委員さんは変更ありということにします。

○議長(野村茂君) 他に質疑はございませんか。

質疑もないようですので、採決をいたします。

議案第7号について原案の通り変更することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手をいただきましたので、議案第7号は原案のとおり決定することといたします。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

農地法第18条第6項の規定により、賃貸者の合意解約の届出について受理したことを報告させていただきます。議案は23ページになります。

1番の案件 申請地は大杉地内。登記地目畑、現況地目採草放牧地です。賃借人は有限会社ふる里農園美の関です。申請地の合意解約日は、平成29年7月18日です。

以上1件でございます。

○議長(野村茂君) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出については、事務局の報告のとおりです。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他について、事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

○議長(野村茂君) これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午前12時1分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場 5 5 1 番地

⑩

3 番 関市西田原 9 1 5 番地 3

⑩

4 番 関市小野 1 3 7 8 番地

⑩
